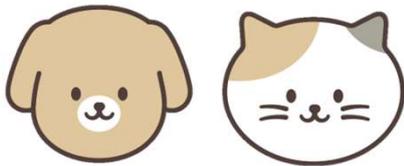


【注意事項】

- 本動画は、札幌市内に登録のある第一種動物取扱業者における動物取扱責任者を対象とした「令和6年度動物取扱責任者研修会」のために、札幌市動物愛護管理センターが作成したものです。
- 札幌市以外の自治体に登録のある第一種動物取扱業者における動物取扱責任者が本動画を視聴したとしても、当該自治体における動物取扱責任者研修会の受講義務を履行したことの保証はできかねます。
- 関係法令に基づき、令和6年12月の情報に基づいて解説をしています。
- 関係法令に規定されている基準について一般的な内容を解説しておりますが、個別具体的な事例についての解釈を網羅したものではありません。個々の事業者ごとに関係法令を確認していただくとともに、必要に応じてお問い合わせください。
- 複製や二次利用を禁じます。

令和6年度 動物取扱責任者 研修会

～犬猫編～

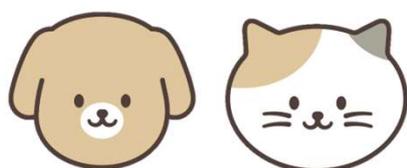


札幌市動物愛護管理センター
令和6年12月作成

こんにちは、札幌市動物愛護管理センターです。
この動画は、令和6年度動物取扱責任者研修会の犬猫編です。
この研修会は、動物愛護管理法に基づいて、第一種動物取扱業者の皆様に
受講が義務付けられているものです。
少し長丁場となってしまいますが、今回の研修会は動画配信となっていま
すので、適宜休憩をはさみながら、必ず最後まで受講いただければと思
います。

令和6年度動物取扱責任者研修会

1. 共通編（全事業者）
2. 犬猫編（犬猫を取り扱う事業者）
3. 特別講義（全事業者）



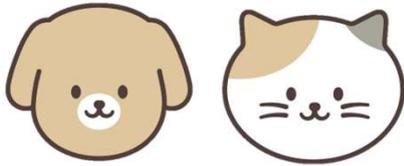
令和6年度の研修は共通編、犬猫編、特別講義の3つの動画をご用意しています。

業態によって受講が義務となる動画の種類が異なりますのでご注意ください。

共通編と特別講義は全ての事業者の皆さまが、
犬猫編は犬猫を取り扱う事業者の皆さまが受講必須となっています。

この動画は犬猫編です

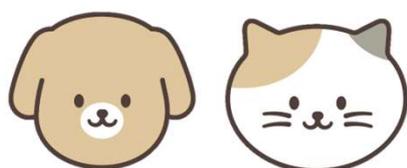
犬猫を扱う事業者が守るべき基準
について解説しています



この動画は犬猫編です。業の中で犬猫を扱う事業者が守るべき基準について解説しています。

この動画は犬猫編です

他に共通編で解説している内容も
守る必要があります



全動物種共通の基準については、共通編の動画で解説しております。
犬猫を扱う事業者の皆様は犬猫編に加えて、共通編で解説している内容も守る
必要がありますので、
まだ受講していない方は必ず共通編も受講してください。

参考資料

動物取扱業における犬猫の 飼養管理基準の解釈と運用指針 ～守るべき基準のポイント～

- 動物取扱業者が守るべき基準省令について解釈等を取りまとめたもの
- 犬猫に関連する基準について詳細な解説がされているため必ずご一読ください
- 動画の概要欄のURLからダウンロード可能です

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～



今回の研修会はこちらの参考資料「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」に基づいて行います。この冊子は環境省が作成したものであり、令和3年6月に施行された基準省令について、豊富な具体例とともに解説したものです。

この動画で解説する内容のほとんどはこの参考資料にも載っていますし、この動画では解説しきれない細かい規定についても詳細にまとまっています。

環境省のホームページでどなたでも手に入れることができますので、動画のご視聴後、しっかりと読み込んでいただくようお願いいたします。

「環境省 動物取扱業 犬猫」などのキーワードでインターネット検索すればヒットするかと思います。

01 基準省令の解説

02 マイクロチップの装着・登録

本動画ではまず、基準省令に定められている動物取扱業者が守るべき基準について順番に解説し、次に、マイクロチップの装着、登録についての規定を解説します。

01 基準省令の解説

それでは、まずは基準省令の解説を始めます。

01 基準省令の解説

第一条 用語の定義

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

第三条 第二種動物取扱業者に関する基準

第二条（第一種）とおおむね同じ内容が第一～七号として規定

基準省令には動物取扱業者が守らなければいけない様々なルールが定められています。
基準省令そのものの法的な位置づけなどについては共通編をご参照ください。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



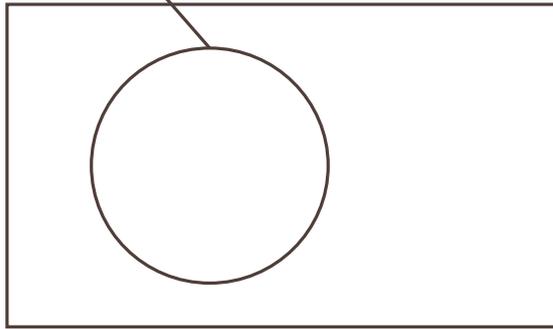
基準省令第二条全体

基準省令第二条においては、第一号から第七号まで、幅広く動物の取扱いについての基準が定められています。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

全業種に共通

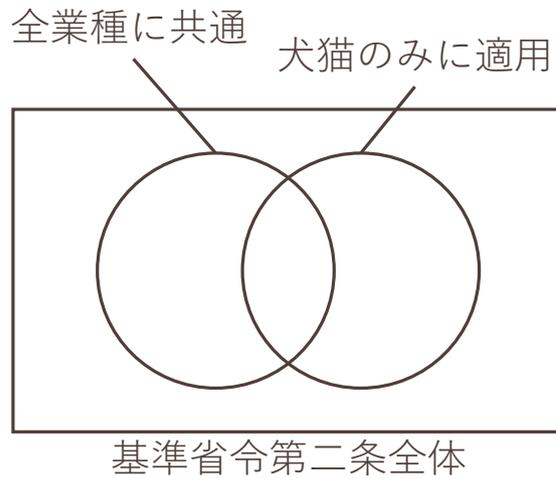


基準省令第二条全体

中には販売・保管等の業種を問わず、全業種の事業者が守らなければならない基準があります。

01 基準省令の解説

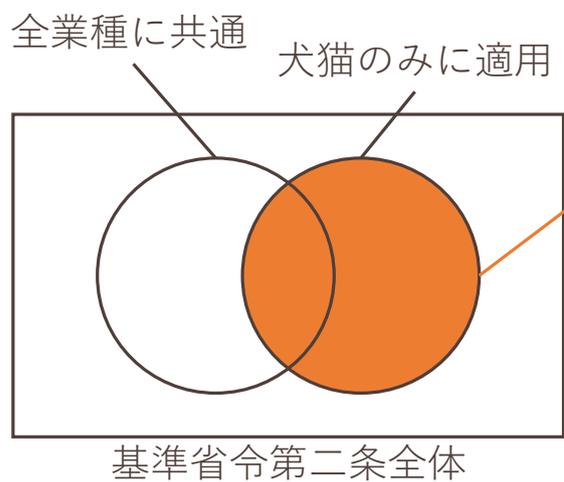
第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



また、扱う動物種に犬又は猫が含まれる場合のみに適用される基準もあります。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

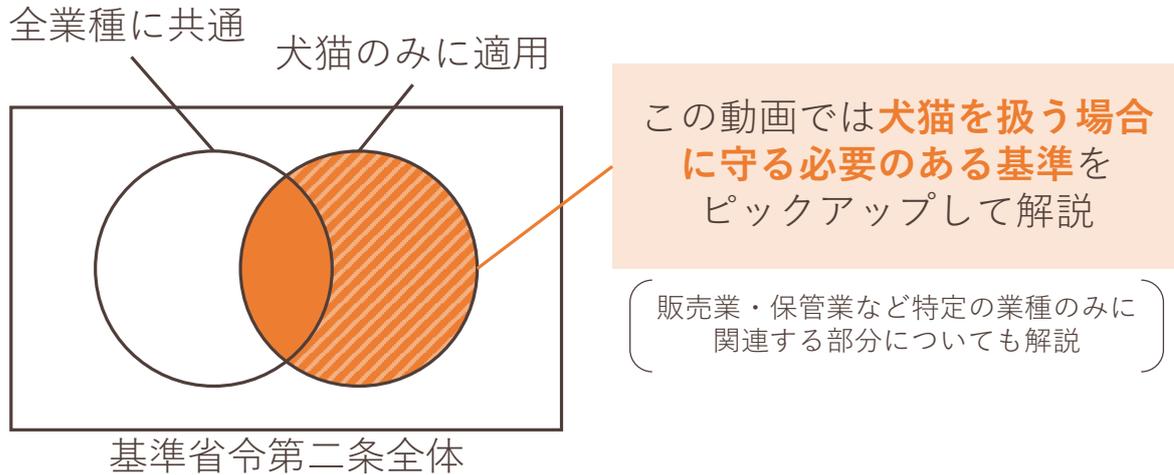


この動画では**犬猫を扱う場合に守る必要のある基準**をピックアップして解説

この動画では、犬または猫を扱う場合に守る必要のある基準をピックアップして解説いたします。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

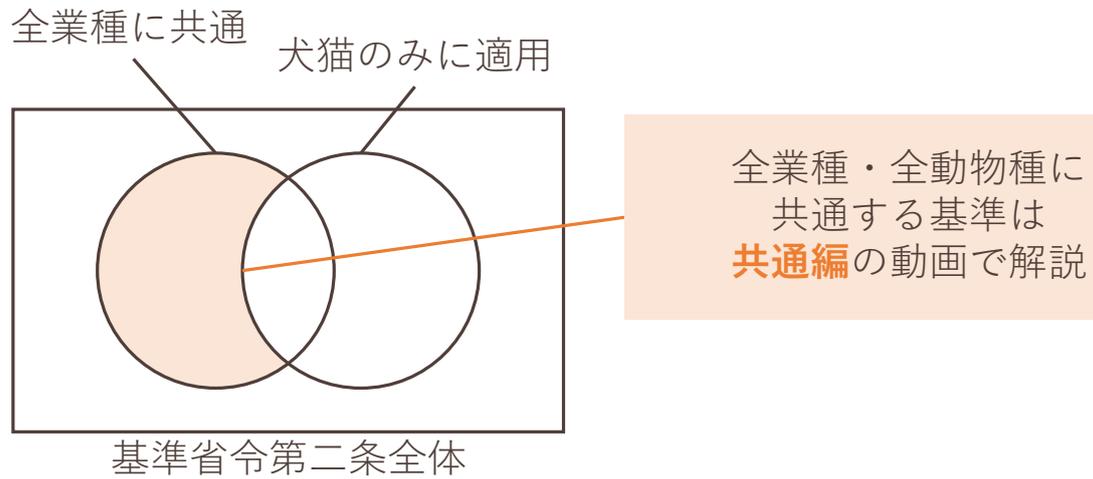


犬猫に関連する基準の中には、一部販売業や保管業など特定の業種のみに関連する部分も含まれます。

直接ご自身の事業には関係ないと感じる部分があるかとは思いますが、犬猫の取扱いについて知見を広げる意味では有用な情報ですので、参考までにご確認いただければと思います。

01 基準省令の解説

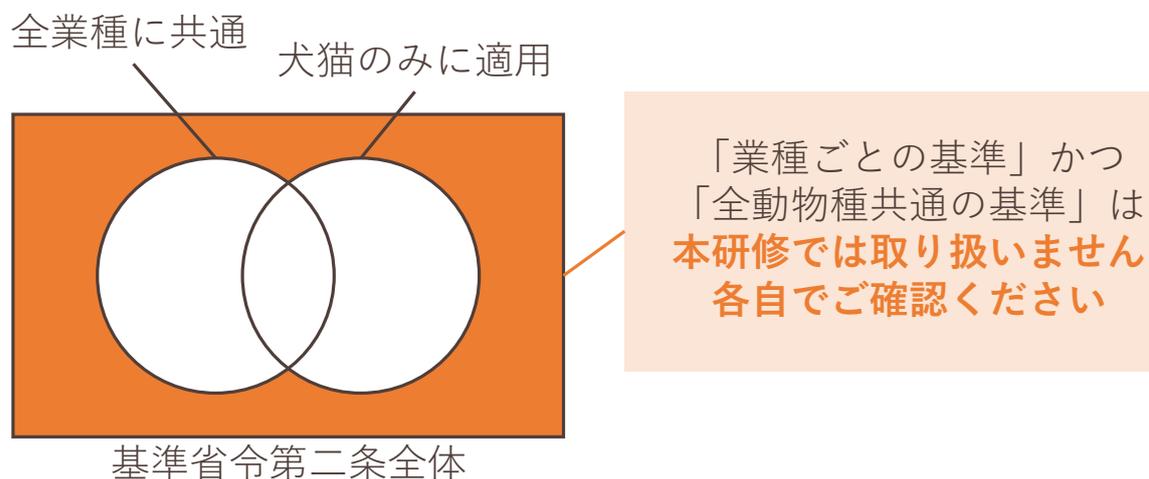
第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



なお、共通編の動画では全業種・全動物種に共通する基準について解説します。
こちらも受講必須ですので、後ほど必ずご視聴くださいますようお願いいたします。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準



そして、「販売・保管等の業種ごとの基準」かつ「犬猫と関係のない全動物種共通の基準」については本研修では取り扱いません。

こちらについては各自で参考資料をダウンロードのうえ、必ず目を通しておい
てください。

01 基準省令の解説

本研修では条文を要約・省略している箇所があります

販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡をする場合にあつては、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。



**（販売）犬猫の取得
から30日以内に
マイクロチップを
装着する**

規定について疑義がある場合は必ず元の条文をご参照ください

なお、犬猫に関連する部分だけでもかなりの文章量であり、短い時間で全てをお伝えすることはできません。

この動画ではわかりやすさを重視し、条文を要約・省略してエッセンスのみを記載している箇所があります。

その分一部正確ではない表現となっている場合があるため、もし内容について疑問が生じた場合は

必ず元の基準省令の条文をご確認いただきますようお願いいたします。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

それでは、各号で定められている基準について解説を始めます。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

まずは第一号 飼養施設等についてです。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- ケージの規模（サイズ）の**数値基準**を守ること
- 床材として**金網が使用されていない**こと
- 錆・割れ・破れ等の**破損がない**こと

主に三つの事項が規定されています。

一つ目はケージのサイズについて、数値基準があります。これは後程詳しく解説します。

二つ目、床材が金網になっているのはNGということになります。

ただし、金網の上に平滑なトレーを敷いているなど、犬猫の肉球を保護するための措置がされていれば問題ありません。

三つ目、破損のあるケージを使用するというのもNGとなります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- ケージの規模（サイズ）の**数値基準**を守ること
- 床材として**金網**が使用されていないこと
- 錆・割れ・破れ等の**破損がない**こと

それでは、ケージサイズの数値基準について解説をしていきます。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- ケージの規模（サイズ）の数値基準を守ること

- 床材として金網が使用されていないこと

- 錆・割れ・破れ等の破損がないこと

一律ではなく、飼養する動物や条件によって決まる

一口に数値基準と言っても、全ての犬猫に共通した一律の基準があるわけではありません。

どのような犬猫をどのように飼養管理するのかによって適用される基準が変わります。

例えば自分と同じ種類の犬を繁殖させている他のブリーダーがその大きさのケージでOKと言われた場合でも、

自分の事業所で同じ大きさのケージを使う場合に必ずしもOKということにはなりません。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

- ケージの規模（サイズ）の数値基準を守ること
- 床材として金網が使用されていないこと
- 錆・割れ・破れ等の破損がないこと

一律ではなく、飼養する動物や条件によって決まる

犬or猫

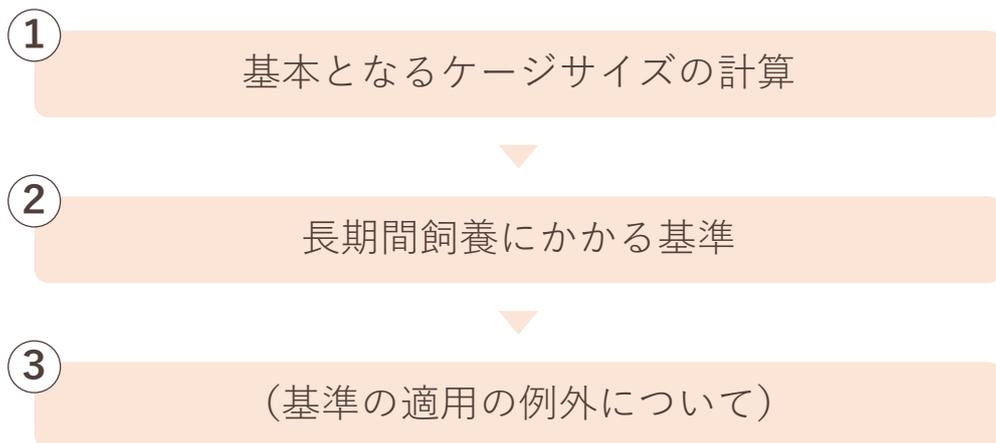
預かり期間
(保管業など)

生後間もない
子犬・子猫

体の大きさ

基準が決まるためにはいくつかの要素を加味する必要があります。
また、具体的な数値は計算で求めることになります。

ケージの規模（サイズ）の基準の考え方



それでは、必要なケージサイズを求めるための考え方を3ステップに分けて解説します。

まずは基本となるケージサイズを計算で求めます。

この基本となるケージサイズが原則として満たさなければいけない最低基準となり、

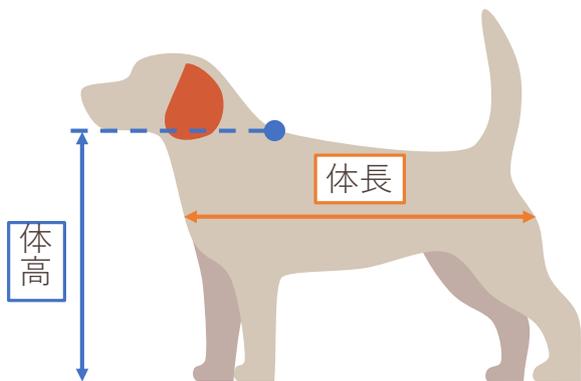
それを元に、長期間飼養を行う場合に満たさなければいけない基準についても考えます。

最後に、場合によっては一部基準の適用が除外になることがありますので、その条件を確認していきます。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

①

基本となるケージサイズの計算



体長：胸からお尻までの長さ

体高：地面から背骨の一番高いところまでの距離

その個体に必要な
ケージサイズは
「体長」「体高」
から計算します

まず一つめは基本となるケージサイズの計算です。

この計算を行うためにはまず、飼養管理する犬の体長及び体高を測定する必要があります。

体長というのは胸からお尻までの長さ、体高というのは地面から背骨の一番高いところまでの距離です。

いずれも頭やしっぽは含みません。

この体長・体高の数字がなければケージサイズを計算することはできませんので、必ず測定してください。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

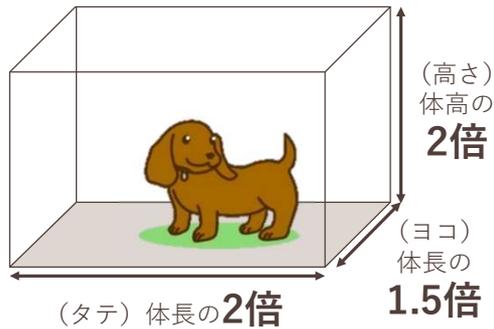
①

基本となるケージサイズの計算

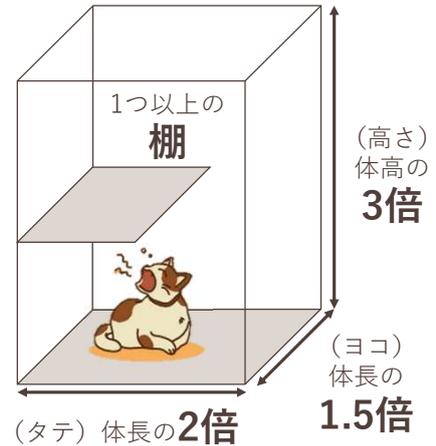
1頭あたりの基本となるケージサイズ



犬



猫



体長・体高の数字を測定したら、基本となるケージサイズの計算が可能になります。
まず犬の場合、ケージのタテは体長の2倍、ヨコは体長の1.5倍の長さが必要です。
また、天井のついたケージを使う場合は、高さが体高の2倍以上が必要です。
次に猫の場合、ケージのタテヨコについては犬と同様に体長の2倍、1.5倍の長さが必要です。
犬との違いとして、まず高さは体高の3倍以上が必要となります。
また、一つ以上の棚を設ける必要があります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

①

基本となるケージサイズの計算

(例) 体長45cm・体高40cmの柴犬



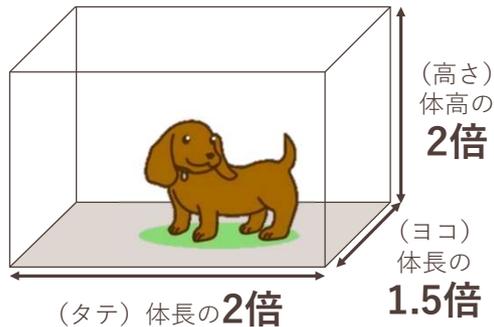
それでは例として、体長45cm、体高40cmの柴犬の場合を考えてみます。
あらかじめご注意いただきたいのですが、柴犬ならみなこの大きさに足りると
いうことではありません。
あくまでご自身の飼養管理する犬の体長・体高を測定したうえで求める必要が
ある数字であることをご了承ください。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

①

基本となるケージサイズの計算

(例) 体長45cm・体高40cmの柴犬



(タテ) 体長45cm × 2 = **90cm**

(ヨコ) 体長45cm × 1.5 = **67.5cm**

(高さ) 体高40cm × 2 = **80cm**

タテの長さは体長45cmの2倍ですので、90cmとなります。
ヨコは体長45cmの1.5倍ですので、67.5cmとなります。
高さは体高40cmの2倍ですので、80cmとなります。

正確にこの大きさのおりの製品が販売されているとは限りません。
仮に大体の大きさが同じであっても、タテ、ヨコ、高さのいずれかが基準を満たさないようであれば
そのケージは基準を満たさないということになりますので、ケージを選ぶ際にはご注意ください。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

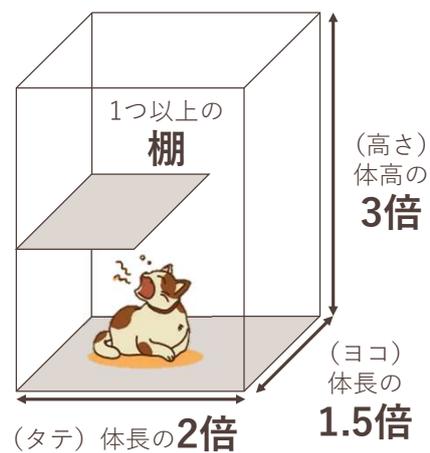
①

基本となるケージサイズの計算

(例) 体長30cm・体高25cmのアメリカン・ショートヘア



猫



次に体長30cm、体高25cmのアメリカンショートヘアを例に、ケージの大きさを計算してみます。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

①

基本となるケージサイズの計算

(例) 体長30cm・体高25cmのアメリカン・ショートヘア

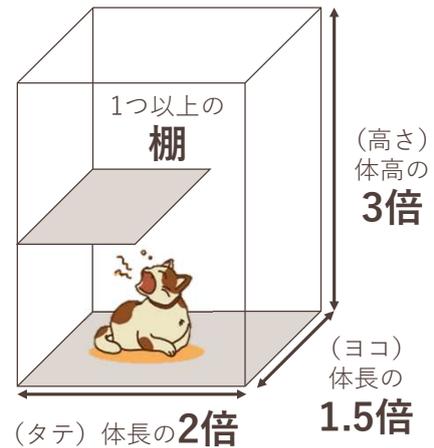
(タテ) 体長30cm × 2 = **60cm**

(ヨコ) 体長30cm × 1.5 = **45cm**

(高さ) 体高25cm × 3 = **75cm**



猫



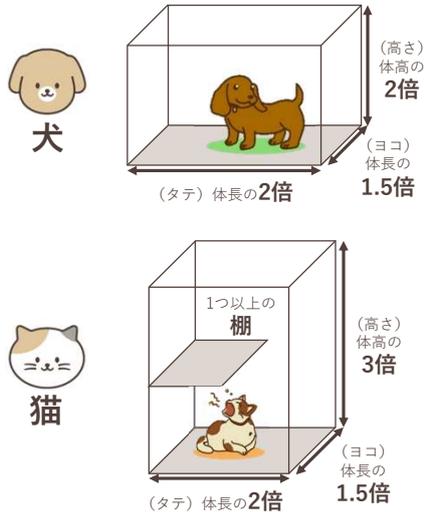
タテは30×2で60cm、ヨコは30×1.5で45cm、高さは25×3で75cmが必要とい
うことになります。

また、ケージの中には一つ以上の棚を設ける必要があります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

1

基本となるケージサイズの計算



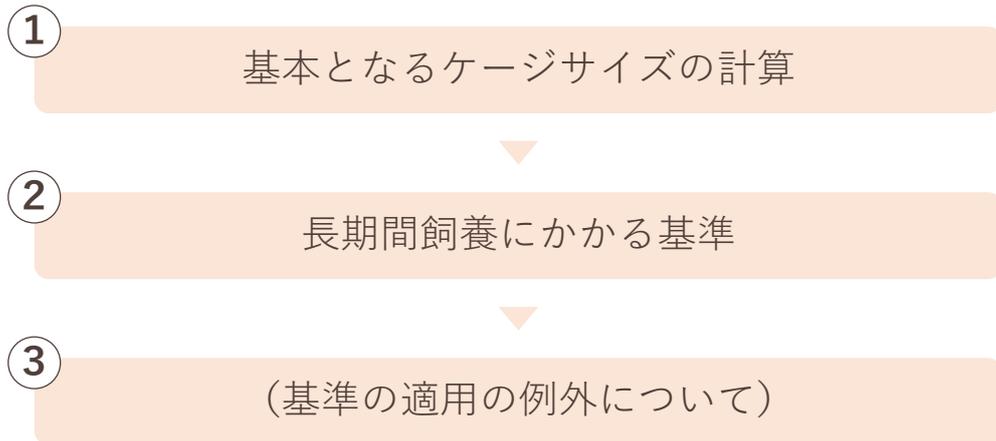
- 原則としてどんな業態であっても満たす必要がある基準
- 2匹以上を同じケージで飼養する場合
面積：頭数倍必要
高さ：最大個体に合わせる
- 分離型基準（後述）の場合に使われるので**分離型ケージ**などと呼ばれることも

さて、犬と猫の基本となるケージサイズの計算方法についてみてきましたが、この基本となるケージサイズというのは、犬猫を取り扱う以上は原則としてどんな業態であっても満たす必要がある基準です。

また、2匹以上を同じケージで飼養する場合もあるかと思います。その場合、ケージの床面積は飼養する犬猫の頭数倍の広さになるようにしてください。一つのケージに3頭入れる場合は基本となるケージサイズの3倍の床面積が必要です。

この基本となるケージサイズというのは、後ほどご説明する分離型基準という基準でそのまま使いますので、分離型ケージなどと呼ばれることもあります。

ケージの規模（サイズ）の基準の考え方



さて、基本となるケージサイズの計算方法についてご説明しました。
次に、飼養期間が長期間にわたる場合は基本となるケージサイズを満たすだけでは不十分であり、追加で満たす必要のある基準があります。
この基準について説明していきます。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

②

長期間飼養にかかる基準

まず、この基準が適用されることになる、長期間飼養の定義についてですが、

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

②

長期間飼養にかかる基準

販売業

貸出業

展示業

譲受飼養業

保管業

競りあわせ業

訓練業

どのような場合に適用になるのかは業種によって若干異なります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

②

長期間飼養にかかる基準

販売業

貸出業

展示業

譲受飼養業

基本的に全て該当

保管業

競りあわせん業

訓練業

数日を超えて
飼養を行う場合

(目安として1週間以上)
は該当

販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業は長期間飼養を行うことが前提となるため、基本的に全ての事業者の皆様が長期間飼養にかかる基準を守る必要があります。

その他の業種の場合、例えばペットホテルにおいて長くても2,3泊しか犬の飼養管理を行わない場合などは長期間とはみなされず、先ほどご説明した基本となるケージサイズを満たしていれば良いということになります。

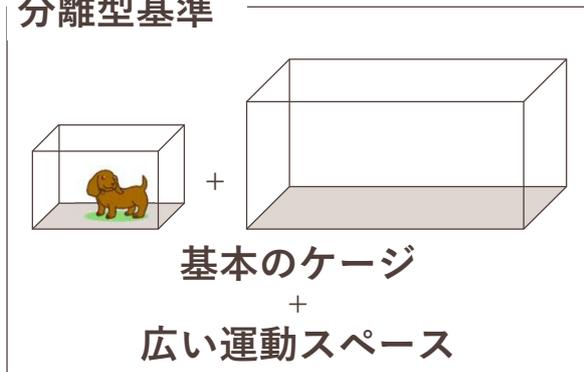
目安として1週間以上の飼養管理を行う場合は長期間飼養ということになりますので、その場合は例え保管業や訓練業であってもこれから説明する基準を守る必要があります。そのため、事業所において最長何日程度の預かりが発生するのかはきちんと把握しておいてください。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

②

長期間飼養にかかる基準

分離型基準



一体型基準



どちらかを選択することとなります

それでは、長期間飼養を行う場合にどのような基準を満たさなければいけないのかについて解説していきます。

分離型基準、一体型基準という二つの基準があり、どちらかを満たしていれば良いということになります。

この考え方については犬も猫も共通です。

犬猫の長期間飼養を行う場合はどちらの基準を採用するのかご自身で選択したうえで、

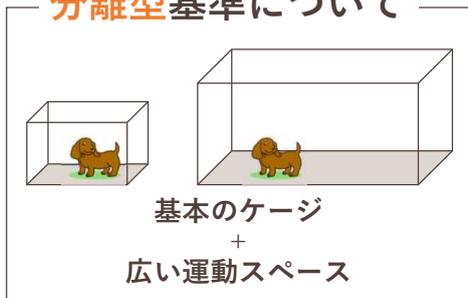
その選択した方の基準を守っていただくこととなります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

②

長期間飼養にかかる基準

分離型基準について



- 寝床・休息場所になる基本のケージとは別に広い運動スペースが必要。
- 運動スペースは飼養施設の一部として設置する必要がある。
→外部のドッグラン、日常の散歩等のみはNG
→常に利用可能な状態で維持管理を行う
- **1日3時間以上**運動スペースを利用して自由に運動できる状態にする。

まず一つ目の分離型基準についてです。

先ほどご説明した基本となるケージを寝床や休息場所として使いながら、それとは別に広い運動スペースを用意するという基準です。

運動スペースは常に利用可能な状態で維持管理を行う必要があり、例えば冬場は雪に埋もれて利用できなくなる場合などはNGです。

また、運動スペースの利用は散歩とは全く別ものですので、毎日散歩に出ているからといって運動スペースが不要ということにはなりません。

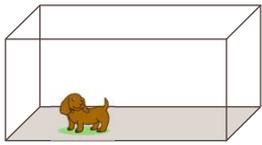
運動スペースには1日3時間以上犬猫を放して自由に運動できる状態にする必要があります。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

②

長期間飼養にかかる基準

一体型基準について



十分に広いケージ

- 十分に広いケージで飼養管理する代わりに独立した運動スペースは不要。
- 部屋の中で平飼いする場合は **部屋全体を一つのケージ**として扱い、一体型基準を採用するのが一般的
- その場合はケージの満たすべき基準（清掃しやすい構造、逸走防止措置など）を **部屋全体が満たす必要がある**。

次に一体型基準についてです。一体型基準は、基本となるケージよりも十分に広いケージで飼養管理する代わりに、独立した運動スペースを設ける必要はないというものです。例えば個人ブリーダーの方などで、自宅の部屋の中で犬猫を平飼いしているような場合は、部屋全体を一つのケージとして扱い、一体型基準を満たすようにするのが一般的です。ただし、その場合は部屋そのものが清掃しやすい構造などの基準を満たす必要があります。

01 基準省令の解説 > 第一号 飼養施設等について

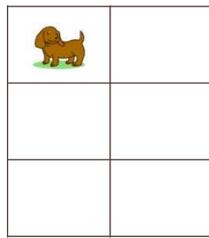
②

長期間飼養にかかる基準



分離型基準の運動スペース } に必要なサイズ
犬 一体型基準のケージ }

1頭
の場合

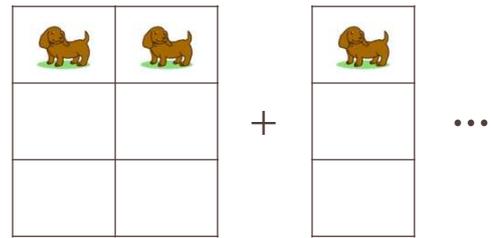


基本のケージの

6倍の面積

(高さは基本のケージと同様)

2頭以上
の場合



基本のケージの

3倍×頭数分の面積

(高さは一番大きな犬の基本のケージと同様)

分離型基準を採用した場合に基本となるケージとは別に用意する必要のある運動スペースと、一体型基準を採用した場合に用意する必要がある大きなケージについては、同じサイズの数値基準が適用されます。

まず犬の場合ですが、1頭を飼養する場合は、先ほど計算した基本となるケージの6倍の面積が必要になります。

2頭以上を飼養する場合は、1頭あたりの面積が基本となるケージの3倍以上となるようにします。

例えば3頭を同じケージで飼養する場合は、1頭分の基本となるケージと比べて 3×3 で9倍の面積が必要となります。

01 基準省令の解説 > 第一号 飼養施設等について

2

長期間飼養にかかる基準

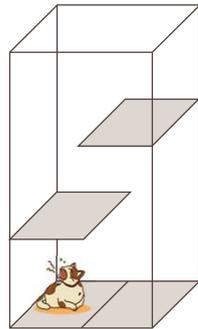


分離型基準の運動スペース
猫 一体型基準のケージ

に必要なサイズ

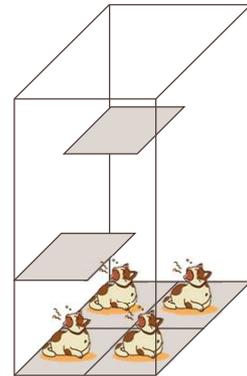
1頭
の場合

2つ以上の棚
+
基本のケージの
2倍の床面積
+
体高の4倍の高さ



2頭以上
の場合

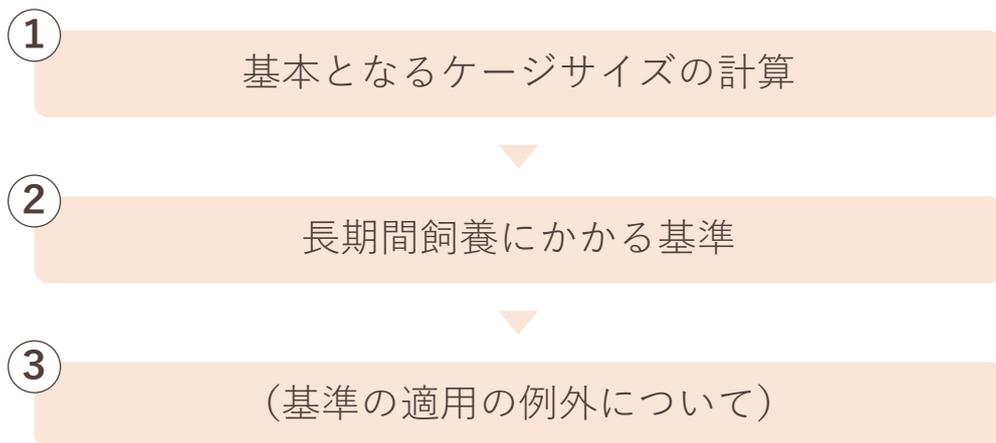
2つ以上の棚
+
基本のケージの
頭数倍の床面積
+
一番大きな猫の
体高の4倍の高さ



猫の場合です。1頭の場合、基本となるケージの2倍の床面積及び体高の4倍以上の高さ、そして2つ以上の棚が必要となります。

2頭以上を飼養する場合、基本となるケージの頭数倍の床面積が必要となります。

ケージの規模（サイズ）の基準の考え方



以上、長期間飼養にかかる基準についてのご説明でした。
犬猫を取り扱う以上は基本的にこの分離型または一体型の基準は守るべきものとして考えていただき、
トリミングサロン等の業態で飼養期間が短い場合には運動スペースなどの一部の基準が免除されるという立ち位置ととらえていただければと思います。

01 基準省令の解説＞第一号 飼養施設等について

③

(基準の適用の例外について)

- 繁殖時の子犬・子猫は頭数に含めなくて良い
(ただし以下を全て満たす場合に限る)
 - ✓ 親と一緒にケージで飼養する
 - ✓ (親の体長・体高に基づいた) 一体型基準で飼養する
 - ✓ 生後56日齢まで
- 安静が必要な傷病動物や数時間のごく短時間の預かりなど、特別な事情がある場合として**客観的に判断できる**場合は例外

さて、原則としてどのような業態でも基本となるケージサイズは満たしていただく必要があるとお話ししましたが、例外的に基準を満たさなくても良い場合が決まっています。

1つは繁殖時の子犬、子猫は頭数に含めなくても良いというものです。ただし、親と一緒にケージで飼養する、そのケージは親の一体型基準を満たしている、子は生後56日まで、という条件をすべて満たす場合に限られます。

また、傷病動物の場合や数時間程度のごく短時間のみの預かりなど、特別な事情があると客観的に判断できる場合も例外です。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

ここまで、ケージのサイズ等について解説してきました。計算が必要であったり、分離型・一体型というようなややこしい概念が出てきたり、なかなかすべてを理解するのは大変かもしれません。しかし、数値基準である以上アウトかセーフかが客観的に、明確に判断されてしまうものでもありますので、ぜひきちんとご理解いただき、ご自身の飼養環境が明確に基準を満たしているということを確認したうえで営業していただければと思います。

さて、次に従業者数についての数値基準をお話していきます。

01 基準省令の解説 > 第二号 従業者数について

第二号 従業者数について…「員数規定」

員数規定の対象となる犬猫

全ての犬猫を同じく1頭と数えるわけではなく、除外される犬猫もいる

常勤の従業者1人あたりの飼養数の上限

管理しきれない数の動物を無理やり飼養することの禁止

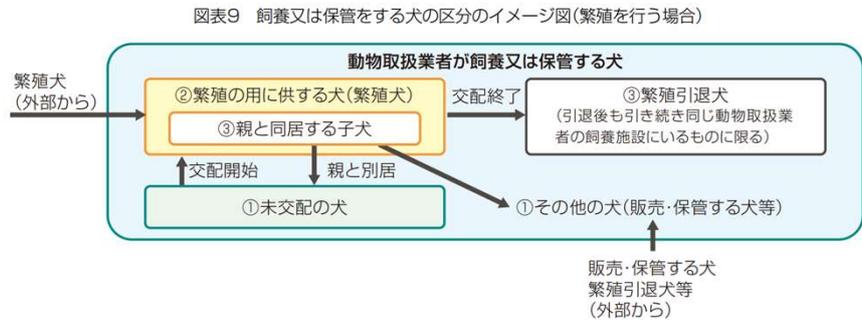
「常勤」の考え方

勤務時間の長い人と短い人を同じく1人と数えて良いわけではない

基準省令においては、従業者の数についても数値基準があります。つまり、従業者が何人いるなら何匹までの犬猫を取り扱っても良い、あるいは、何匹の犬猫を取り扱うためには何人の従業者が必要、というものです。この数値基準のことを員数規定と呼びます。ここからは員数規定のポイントとなる三つの考え方についてご説明していきます。

01 基準省令の解説 > 第二号 従業者数について

員数規定の対象となる犬猫

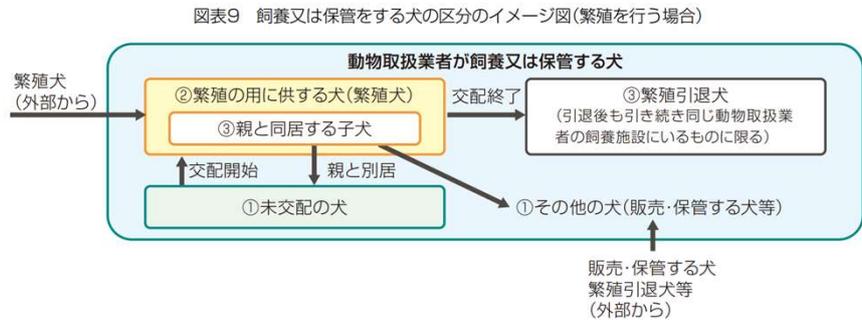


- ① 未交配の犬、その他の犬（販売・保管する犬等）
- ② 繁殖の用に供する犬（繁殖犬）
- ③ 繁殖引退犬、親と同居する子犬

まずは員数規定の対象となる犬猫についてです。
この図は参考資料から引用したもので、犬と書いてありますが、猫についても考え方は同様です。

01 基準省令の解説 > 第二号 従業者数について

員数規定の対象となる犬猫



- ① 未交配の犬、その他の犬 (販売・保管する犬等)
- ② 繁殖の用に供する犬 (繁殖犬)
- ~~③ 繁殖引退犬、親と同居する子犬~~

員数規定においては、繁殖を引退した犬及び親と同居する子犬は数に含めなくても良いとされています。

逆に言うと、それ以外の犬は全て員数規定の対象になるということです。

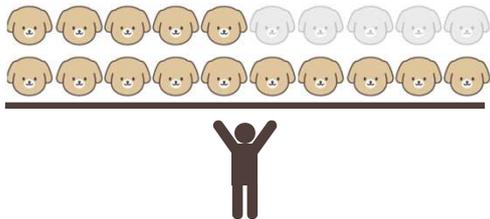
なお、繁殖引退後も引き続き同じ施設にいる犬は対象外ですが、繁殖を引退した後に別の施設から連れてこられた犬はその他の犬という扱いになり、対象となるので注意が必要です。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

常勤の従業者1人あたりの飼養数の上限

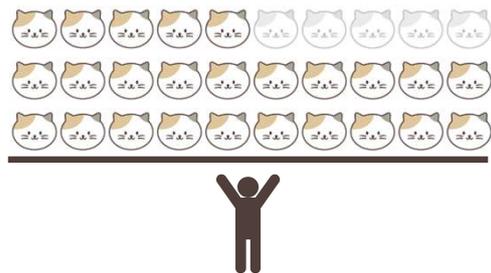
犬だけなら**20頭**まで

(うち繁殖の用に供する犬は**15頭**まで)



猫だけなら**30頭**まで

(うち繁殖の用に供する猫は**25頭**まで)



それでは従業者一人あたり何頭まで取り扱って良いのかということを解説していきます。

ここで注意が必要なのは常勤の従業者一人当たりの犬猫の数ということです。常勤ではない従業者の場合の数は後ほどご説明します。

まず犬については、常勤の従業者一人当たり20頭まで取り扱って良いことになっています。

そのうち、繁殖の用に供する犬は15頭までです。

猫については、常勤の従業者一人当たり30匹となっています。

そのうち、繁殖の用に供する猫は25頭までです。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

犬と猫の両方を飼養・保管する場合、

(従業者1人あたり)

犬が○頭なら猫は×頭まで

という基準がまとまった表があります

参考資料のp.65をご参照ください

飼養または保管する 犬の頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖の 用に供する 頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	25
1	1	29
		24
2	2	28
		23
3	3	27
		22
4	4	26
		21
5	5	25
		20
6	6	24
		19
7	7	23
		18
8	8	22
		17
9	9	21
		16
10	10	20
		15
11	11	19
		14
12	12	18
		13
13	13	17
		12
14	14	16
		11
15	15	15
		10
16	16	14
		9
17	17	13
		8
18	18	12
		7
19	19	11
		6
20	20	10
		9
21	21	9
		8
22	22	8
		7
23	23	7
		6
24	24	6
		5
25	25	5
		4
26	26	4
		3
27	27	3
		2
28	28	2
		1
29	29	1
		0
30	30	0
		0

次に、犬と猫の両方を取り扱う場合の数については表になってまとまっています。
参考資料の65ページ目にこちらの表が載っていますので、後ほどご確認ください。
少し見づらい表なので、見方について解説していきます。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬：
うち繁殖犬：
猫：
うち繁殖猫：

猫は何頭まで
OK…？

飼養または保管する 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖の 用に供する 頭数		うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3	2	26	21
			25
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	
6	5	21	18
7		20	17
		19	16

例として、常勤の従業者一人で犬を5頭飼養する場合、猫は何頭まで取り扱って良いということになるのでしょうか。
また、その取り扱って良い犬猫の数のうち、繁殖の用に供して良いのは犬猫それぞれ何頭まででしょうか。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬： 5頭

うち繁殖犬：

猫：

うち繁殖猫：

飼養または保管する 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖の 用に供する 頭数		うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3	2	26	21
			25
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	18
6	5	21	
7			20
		19	

まずは犬が5頭いるというのは前提条件となっているのでそう書きます。
表の中で、一番左の列が「飼養又は保管する犬の頭数」となっていますので、
その中から犬5頭と書かれた欄を探します。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬： 5頭

うち繁殖犬：

猫：

うち繁殖猫：

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
			うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3	2	26	21
4	3	25	20
		24	19
5	4	23	
6	4	22	17
7	5	21	
		20	15
		19	14

この表の中の犬5頭という箇所から、他の場所の数字を埋めていきます。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬： 5頭

うち繁殖犬： **4頭**

猫：

うち繁殖猫：

飼養または保管する 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖の 用に供する 頭数		うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3		26	21
		25	
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	
6	5	21	18
7		20	
		19	
		16	

まず飼育又は保管する犬の頭数が5頭の時に、それに対応する、つまり同じ行にあるうち繁殖の用に供する頭数の欄を見てください。
4匹と書かれています。つまり、犬5頭のうち4頭までは繁殖の用に供して良いということになります。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬： 5頭

うち繁殖犬： 4頭

猫：

うち繁殖猫：

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
			うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3	2	26	21
			25
4	3	24	19
5	4	23	18
		22	
6	5	21	17
7		20	
		19	

では次に、猫の頭数を見ていきましょう。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬： 5頭

うち繁殖犬： 4頭

猫： **23頭**

うち繁殖猫：

22頭、23頭が該当
→ **大きい方**を適用

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
			うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	22
		26	21
3	3	25	20
		24	19
4	4	23	18
		22	17
5	5	21	16
		20	15
6	6	19	14
		18	13

犬5頭の欄と同じ行にある猫の頭数ですが、22頭と23頭が両方該当します。
このような場合は大きい方を適用することができますので、
犬を5頭扱う場合の猫の数は23頭までということになります。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬： 5頭

うち繁殖犬： 4頭

猫： 23頭

うち繁殖猫：

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
			うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3	2	26	21
			25
4	3	24	19
5	4	23	18
		22	
6	5	21	17
7		20	
		19	

では最後に、何頭までの猫を繁殖の用に供して良いのかを見ていきます。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり犬を5頭飼養する場合

犬： 5頭

うち繁殖犬： 4頭

猫： 23頭

うち繁殖猫： **19頭**

飼養または保管する 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖の 用に供する 頭数		うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3		26	
4	3	25	21
		24	20
<u>5</u>	4	23	19
		22	18
6	5	21	17
		20	
7		19	16

この場合、猫23頭という欄と同じ行にあるうち繁殖の用に供する頭数の欄を見ると19頭となります。
したがって、猫23頭のうち19頭までを繁殖の用に供しても良いということです。

このようにして、今回は犬5頭というのを最初に決め、それを元に他の数字を確認することができました。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり猫を20頭飼養する場合

犬：

うち繁殖犬：

猫：

うち繁殖猫：

飼養または保管する 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖の 用に供する 頭数		うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3	2	26	21
			25
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	
6	5	21	18
7		20	
			19

では次に、常勤の従業者一人あたり猫を20頭飼養する場合についてはどうなるでしょうか。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

(例) 1人あたり猫を20頭飼養する場合

犬： **7頭**

うち繁殖犬： **5頭**

猫： 20頭

うち繁殖猫： **17頭**

飼養または保管する 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖の 用に供する 頭数		うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3		26	21
		25	
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	18
6	5	21	
7		20	17
		19	16

流れとしては先ほどと同じで、まずは飼養又は保管をする猫の頭数という列の中から20頭の欄を探します。

次に、それと同じ行にある各列の数字を見ていきます。

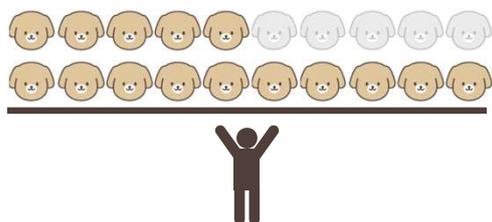
この場合は犬7頭、うち繁殖犬は5頭、猫20頭、うち繁殖猫は17頭というのが、従業員一人につき取り扱える犬猫の数の最大数となります。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

常勤の従業者1人あたりの飼養数の上限

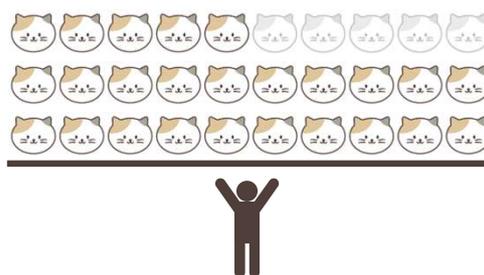
犬だけなら**20頭**まで

(うち繁殖の用に供する犬は**15頭**まで)



猫だけなら**30頭**まで

(うち繁殖の用に供する猫は**25頭**まで)



さて、常勤の従業者一人当たりの最大頭数を見てきましたが、常勤というものについて少し詳しく解説します。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

常勤とはいわゆるフルタイムで働く従業者のことですが、

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

週40時間以上勤務している職員のこと

基準省令の員数規定を考える上では、基本的に週40時間以上勤務している職員のことを常勤と呼ぶことになっています。
つまり、週40時間以上勤務してようやく一人と数えて良いということです。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

週40時間以上勤務している職員のこと

勤務が40時間未満の職員は…？

では員数規定の観点で言うと勤務が週40時間未満の職員は雇っても意味がない
ということでしょうか？

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

週40時間以上勤務している職員のこと

勤務が40時間未満の職員は…？

常勤換算

それらの職員の勤務時間の合計を40で割った値
を員数とする

勤務が40時間未満の職員については、その勤務した時間に応じて常勤換算という計算を行うことができます。
ざっくりとしたイメージですが、ハーフタイム勤務のスタッフが二人いればフルタイム勤務のスタッフ一人分として扱える、といったものです。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

(例)

職員	月	火	水	木	金	土	日	合計
A (常勤)	8	8	8	8	8			40時間
B (非常勤)	8	8			4	8	8	36時間
C (非常勤)			8	8	4	8	8	36時間

では常勤換算の計算について説明していきます。
ある事業所では週40時間勤務する常勤職員Aさんと、週36時間勤務する非常勤職員Bさん、Cさんが働いていたとします。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

(例)

職員	月	火	水	木	金	土	日	合計
<u>A (常勤)</u>	8	8	8	8	8			<u>40時間</u>
B (非常勤)	8	8			4	8	8	36時間
C (非常勤)			8	8	4	8	8	36時間

常勤
1人

Aさんについては週40時間勤務しているため、常勤職員1名と計上して問題ありません。

01 基準省令の解説 > 第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

(例)

職員	月	火	水	木	金	土	日	合計
A (常勤)	8	8	8	8	8			40時間
<u>B (非常勤)</u>	8	8			4	8	8	<u>36時間</u>
<u>C (非常勤)</u>			8	8	4	8	8	<u>36時間</u>

$$\begin{array}{l} \text{常勤} \\ \boxed{1 \text{人}} \end{array} + \begin{array}{l} \text{非常勤} \\ \boxed{\frac{(36+36)}{40} = 1.8} \end{array}$$

BさんとCさんは非常勤ですので、常勤換算のための計算をします。

まずはBさんとCさんの週の勤務時間を全て足します。

この事業所では非常勤職員がBさんとCさんですので2名分の合計ですが、他にも非常勤職員がいた場合は、非常勤職員全員の勤務時間を合計します。

そして、その足した勤務時間を40で割ります。この場合は $36 + 36 \div 40$ で、1.8となります。

01 基準省令の解説 > 第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

(例)

職員	月	火	水	木	金	土	日	合計
A (常勤)	8	8	8	8	8			40時間
B (非常勤)	8	8			4	8	8	36時間
C (非常勤)			8	8	4	8	8	36時間

常勤 **1人** + 非常勤 $\frac{(36+36)}{40} = 1.8 \blacktriangleright$ **1人**
※小数点以下切捨て

求められた1.8という数字を小数点以下で切り捨てた数字が、BさんとCさんの勤務時間を常勤換算した職員数ということになります。切り捨てですので、仮に1.95などであったとしても常勤職員1名分ということになります。

01 基準省令の解説 > 第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

(例)

職員	月	火	水	木	金	土	日	合計
A (常勤)	8	8	8	8	8			40時間
B (非常勤)	8	8			4	8	8	36時間
C (非常勤)			8	8	4	8	8	36時間

$$\begin{array}{c} \text{常勤} \\ \boxed{1 \text{ 人}} \end{array} + \begin{array}{c} \text{非常勤} \\ \frac{(36+36)}{40} = 1.8 \blacktriangleright \boxed{1 \text{ 人}} \\ \text{※小数点以下切捨て} \end{array} = \text{員数 } \boxed{2 \text{ 人}}$$

常勤のAさん1名分と、非常勤のBさんCさんを常勤換算した1名分を合わせて、この事業所では員数2名分までの犬猫を取り扱って良いということになります。

01 基準省令の解説 > 第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

(例)

職員	月	火	水	木	金	土	日	合計
A (常勤)	8	8	8	8	8			40時間
B (非常勤)	8	8			4	8	8	36時間
C (非常勤)			8	8	4	8	8	36時間

常勤 **1人** + 非常勤 $\frac{(36+36)}{40} = 1.8 \triangleright$ **1人** = **員数 2人**

※小数点以下切捨て

猫だけなら 60匹まで

仮に猫だけの場合は一人あたり30匹までですので、この場合は60匹までです。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

▼
週40時間以上勤務している職員のこと

さて、非常勤職員が複数いた場合の常勤換算の方法について説明してきました。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

週40時間以上勤務している職員のこと

そもそも営業日数が少なく週40時間も勤務できない場合は…？

次のお話は、営業している日数が少ない場合や営業時間が短いなど、フルタイムで働いたとしても週40時間に達しないような事業所の場合の常勤の考え方についてです。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

週40時間以上勤務している職員のこと

そもそも営業日数が少なく週40時間も勤務できない場合は…？

例えば、週2日間（1日8時間）の営業の場合は、

週16時間（40時間×2日/5日）以上勤務する職員を常勤とするなどの運用が考えられます。

例えば、週2日しか営業していない事業所での営業の場合は、8時間×2日分で週16時間の勤務をもって常勤とするなどの運用が考えられます。

01 基準省令の解説＞第二号 従業者数について

「常勤」の考え方

週40時間以上勤務している職員のこと

そもそも営業日数が少なく週40時間も勤務できない場合は…？

例えば、週2日間（1日8時間）の営業の場合は、

週16時間（40時間×2日/5日）以上勤務する職員を常勤とするなどの運用が考えられます。

疑義が生じた場合はセンターまでお問い合わせください。

このあたりの判断は事業所の業態によって異なりますので、疑義が生じた場合はお気軽にセンターまでお問い合わせいただきますようお願いします。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

員数規定についてのお話は以上です。
計算や考え方が必要になる項目はここまでですので、ここから先は直接守らなければいけない基準そのものについて解説していきます。
まずは飼養環境の管理についてです。

01 基準省令の解説＞第三号 飼養環境の管理について

- **温度計及び湿度計**を備え、適切な温度管理を行うこと
- 自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること

犬猫を飼養管理する場合は、飼養施設の中に温度計及び湿度計が必要になります。
具体的な室温の基準等はありませんが、種類に応じた適切な温度管理を行ってください。

また、自然採光、つまり日の光や、照明などにより、日長変化に応じた明るさの管理が必要です。

01 基準省令の解説＞第三号 飼養環境の管理について

- **温度計及び湿度計**を備え、適切な温度管理を行うこと
- 自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること



夏は日の出ている時間が長く、冬はすぐ日が暮れる等、

昼夜の長さの季節変化のこと

日長変化というのは、夏は日の出ている時間が長く、冬はすぐ日が暮れるなど、季節によって昼夜の長さが変わることを言います。つまり、窓のない部屋で一年中同じ時間に照明を点灯・消灯するのではなく、季節変化がわかるような光環境で飼養管理を行ってくださいということになります。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

次に疾病等に係る措置についてです。

01 基準省令の解説＞第四号 疾病等に係る措置について

- 年に1回以上、獣医師による健康診断を受けること
(業種を問わず、**1年以上継続して飼養する犬猫が対象**)

1年以上継続して飼養する全ての犬猫について、1年に1回以上、獣医師による健康診断が義務付けられています。
これは業種を問いませんので、繁殖用の犬猫だけでなく、展示業や譲受飼養業も同様です。

01 基準省令の解説＞第四号 疾病等に係る措置について

- 年に1回以上、獣医師による健康診断を受けること
(業種を問わず、**1年以上継続して飼養する犬猫が対象**)
- 繁殖させる個体は、繁殖の適否についても診断を受けること
(妊娠、出産するメスだけでなく**オスも対象**)

また、繁殖させる個体については、その個体が繁殖に適しているかどうか、繁殖を行っても問題ないかどうかについても診断を受ける必要があります。
この診断は妊娠、出産するメス個体だけでなく、オスも対象です。

01 基準省令の解説＞第四号 疾病等に係る措置について

- 年に1回以上、獣医師による健康診断を受けること
(業種を問わず、**1年以上継続して飼養する犬猫が対象**)
- 繁殖させる個体は、繁殖の適否についても診断を受けること
(妊娠、出産するメスだけでなく**オスも対象**)
- 上記に係る診断書を5年間保存すること

そして、1年に1回の健康診断と繁殖に係る診断の両方についての診断書を診断後5年間保存してください。
健康診断の項目や、診断書の参考様式は参考資料に掲載されていますので適宜ご参照ねがいます。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

次に展示又は輸送についてです。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出・展示)

- 犬猫の展示は午前8時から午後8時までの間で行うこと

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間を超えるごとに休息时间**を設けること

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること

犬猫のための規定としては、展示に係る規定が二つ、輸送に係る規定が一つあります。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出・展示)

- 犬猫の展示は午前8時から午後8時までの間で行うこと

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間を超えるごとに休息时间**を設けること

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること

展示にかかる規定として重要なこの二つ目について解説します。こちらは販売業、展示業の場合が該当します。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間を超えるごとに休息时间**を設けること

点実裕、犬猫が休息設備に自由に移動できる状態にすること、又は展示時間が6時間を超えるごとに休息时间を設けること、とあります。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間**を超えるごとに**休息時間**を設けること

顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能で、犬や猫が十分に休息できる場所や設備。(例) 猫カフェの休息部屋

まず休息設備とはどういうものかということ、顧客との接触や視線及び照明、音響を避けることが可能で、犬猫が十分に休息できる場所ということになります。例えば猫カフェで、店内からバックヤードに通じる猫だけが通れる穴を作っておき、猫が自分の意思で店内とバックヤードを行き来できるような形にすることが挙げられます。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間を超えるごとに**休息時間****を設けること



人目が避けられる環境等へ移動することにより、
顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている
状態を避けることが可能な時間。

または休息設備を作るのが難しい場合は、展示時間が6時間を超えるごとに休息時間を設けるというソフト面の運用とすることも可能です。
この場合でも重要なことは同様に、顧客等との接触や視線及び照明、音響を避けて休息することが可能な時間を作るということが必要になります。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間を超えるごとに休息时间**を設けること

✕ NG例

- カーテンでケージを覆っているが、隙間から中を除くことができる
- いつもお昼はお客さんがほとんどいないので休憩しているものとみなす

よくあるNG例としては、ペットショップ等の販売店で、ケージをカーテンで覆うことで休息时间ということにしている場合、お客さんが自分でカーテンをめくって中をのぞくことが出来るような状態だと窮鼠k時間とは認められません。また、営業中にたまたまお客さんが来ない時間帯があったとしてもその時間をもって休息时间とすることはできません。もし突然お客さんが来たとしても動物と接触できないような状態にして初めて休息时间ということになります。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出・展示)

- 犬猫の展示は午前8時から午後8時までの間で行うこと

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間を超えるごとに休息时间**を設けること

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること

さて、展示にあたっての休息設備又は休息时间についての解説をしました。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出・展示)

- 犬猫の展示は午前8時から午後8時までの間で行うこと

(販売・展示)

- 展示中、犬猫が**休息設備に自由に移動できる状態**にすること
又は展示時間が**6時間を超えるごとに休息时间**を設けること

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること

次に輸送についてのお話です。こちらは販売業と貸出業の場合に該当します。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること

犬猫は輸送後、2日間以上その状態を目視によって観察し、問題がないことを確認してから販売又は貸し出しに供する必要があります。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること



下痢、嘔吐、四肢の麻痺など、
見た目に明らかな異常の有無を確認

目視によって観察とはどのようなことをいうのかについてです。
獣医師のようなきちんとした診断をつけなければいけないというものではありませんが、
見た目に明らかな異常がないかどうかをきちんと見て確認するということです。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること



下痢、嘔吐、四肢の麻痺など、
見た目に明らかな異常の有無を確認



体調不良を疑う症状が見られる場合は
獣医師による診療等必要な処置を行うこと

その目視による観察の結果、体調不良を疑うような症状がみられた場合は、その時は獣医師に見せて必要な診療を受けさせてください。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出)

- 輸送後**2日間以上**その状態を目視によって観察すること

輸送先
(受け入れた側)
の義務

輸送前の店舗で2日間
観察していてもNG

下痢、嘔吐、四肢の麻痺など、
見た目に明らかな異常の有無を確認

体調不良を疑う症状が見られる場合は
獣医師による診療等必要な処置を行うこと

なお、この2日間以上の目視観察は、輸送先、つまり犬猫を受け入れた側の事業所において発生する義務です。

例えば営業者が同じ系列店の間で動物が行き来する場合などに、本店で2日間観察してから支店に犬猫を輸送し、支店ではいきなり販売に供する、というようなことはNGです。

この場合は支店に輸送してから2日間の目視観察が必要になります。

01 基準省令の解説＞第五号 展示又は輸送について

(販売・貸出)

- 輸送後2日間以上その状態を目視によって観察すること



輸送先に到着してから48時間以上

(例) 月曜日の夜22時に搬入した個体を
水曜日の朝7時から販売に供するのは不可
(33時間しか経っていない)

また、この2日間以上というのは日付上のことではなく、48時間以上ということになります。

例えば月曜日の夜22時に輸送し、水曜日の朝7時から販売に供する場合、日付上は2日後に見えますが、輸送後33時間しか経過しておらず、48時間に満たないためNGとなります。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

次に繁殖についての規定です。

01 基準省令の解説＞第六号 繁殖について

(販売・貸出・展示)

- 帝王切開を行う場合は獣医師に行わせ、
出生証明書・母体に係る診断書の交付を受けて5年間保管する
- 獣医師により繁殖に適さないと診断された個体を
繁殖に用いない
- **メスの出産回数、交配年齢の上限**

繁殖に係る規定は大きく三つあります。

まずは帝王切開を行う場合は獣医師に行わせ、出生証明書、母体に係る診断書の交付を受けて5年間保管することとなっています。

01 基準省令の解説＞第六号 繁殖について

(販売・貸出・展示)

- 帝王切開を行う場合は獣医師に行わせ、
出生証明書・母体に係る診断書の交付を受けて5年間保管する
繁殖の実施状況についての記録も必要（共通編参照）
- 獣医師により繁殖に適さないと診断された個体を
繁殖に用いない
- **メスの出産回数、交配年齢の上限**

帝王切開を行わない場合でも、繁殖を実施する場合はその実施状況についても記録が必要です。

この繁殖実施状況の記録については共通編の動画をご参照ください。

先ほどご説明した第4号の疾病にかかる措置において、繁殖を行う犬猫については繁殖前に診断を受けなければいけないという規定がありましたが、その獣医師の診断の結果、繁殖に適さないと診断された個体については繁殖に用いてはいけません。

三つ目、メスについては出産回数と交配年齢に上限があります。

01 基準省令の解説＞第六号 繁殖について

(販売・貸出・展示)

メス(※1)の出産回数、交配年齢の上限

	出産回数	交配年齢(※2)
犬	6回まで	6歳まで(※3)
猫	(規定なし)	6歳まで(※3)

※1 オス個体には特に制限なし。

※2 出産時の年齢ではなく交配時の年齢。

※3 出産回数が少ない(7歳時点で犬6回未満、猫10回未満)個体は7歳まで交配させても良い。ただし繁殖実施状況記録台帳による証明が必要。

この規定は繁殖を行う販売業、貸出業、展示業において適用になります。

メス犬の生涯の出産回数は6回までとなっています。
また、メスの犬猫の交配年齢は6歳までとなっています。

オス個体については特に交配回数等に係る制限はありません。
また、交配年齢というのは交配時の年齢ですので、6歳時点で交配して出産時は7歳になっていた、ということは問題ありません。
なお、出産回数が少ないメスについては7歳まで交配させても大丈夫ですが、繁殖実施状況記録台帳によって出産回数が少ないということを客観的に証明できる必要があります。

01 基準省令の解説

第二条 第一種動物取扱業者に関する基準

- 第一号 飼養施設等について
- 第二号 従業者数について
- 第三号 飼養環境の管理について
- 第四号 疾病等に係る措置について
- 第五号 展示又は輸送について
- 第六号 繁殖について
- 第七号 その他必要な事項

最後に、その他必要な事項についてです。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

● 虐待状態の禁止

- 被毛にふん尿等が固着した状態
- 体表が毛玉で覆われた状態
- 爪が異常に伸びている状態
- その他不適正飼養により健康や安全が脅かされる状態



虐待状態の禁止についてです。

被毛に糞尿が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態、その他不適正飼養によって健康や安全が脅かされているような状態は虐待状態として禁止されています。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

● 虐待状態の禁止

- 被毛にふん尿等が固着した状態
- 体表が毛玉で覆われた状態
- 爪が異常に伸びている状態
- その他不適正飼養により健康や安全が脅かされる状態



動物虐待罪にあたる可能性もあります

(意図の有無、行為の有無ではなく**動物の状態**で判断される)

このような虐待状態にあたる飼養管理を行った場合、基準違反のみならず動物虐待罪にあたる可能性もあります。

動物虐待にあたるかどうかは意図の有無や行為の有無ではなく、動物の状態で判断されます。

例えばいくら定期的にブラッシングをしていたとしても、その頻度が足りず犬が毛玉だらけになっていたらそれは虐待状態にあたるということです。

01 基準省令の解説＞第七号 その他必要な事項

- 幼齢な犬猫は適切な期間を親、兄弟姉妹等とともに飼養する
- 清潔な給水を常時確保する
- 散歩や遊びなどの触れ合いを毎日行う
- 夜間に第三者が飼養施設内に立ち入らないようにする
- (販売・貸出・展示) 夜間に犬猫の引き渡しを行わない
- (販売) 犬猫の取得から30日以内にマイクロチップを装着する

その他の事項です。

幼齢な犬猫は適切な期間を親、兄弟姉妹とともに飼養してください。

法で定められた生後56日齢までというのは最低限の基準ですので、それ以上の日数で適切な期間ということになります。

また、清潔な給水を常時確保してください。

しつけができておらず水皿をひっくり返してしまうので水は数時間に1回与えています、というのは基準違反となります。

散歩や遊びなどの触れ合いを毎日行ってください。

夜間に第三者が飼養施設内に立ち入らないようにしてください。

夜間に犬猫の引き渡しを行わないでください。

犬猫の取得から30日以内にマイクロチップを装着してください。

駆け足の説明となってしまいましたが、いずれも基準省令に明記されていることですのでしっかり守っていただきますようお願いいたします。

01 基準省令の解説

02 マイクロチップの装着・登録

基準省令の解説は以上です。

基準省令の最後にも少し出てきましたが、次に、マイクロチップについても規定されていますので解説していきます。

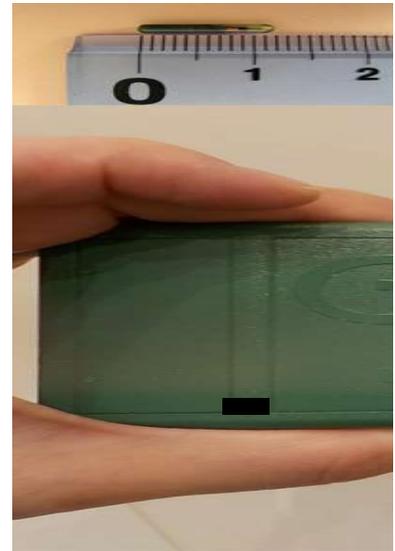
02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップの装着・登録についてということで解説していきます。
こちらは主に販売業の事業者の皆様がかかわってくることになると思います。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップとは

- 直径数mm×長さ1cm程度のICチップ。
- 15桁の数字が記録されている。
- 注射で動物の体内（皮下）に挿入する。
- 専用のリーダーで数字を読み取ることができる。
- 登録されたデータベースに問い合わせることで、飼い主の情報などを知ることができる。



環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&A」より
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip_qa.html)

まずマイクロチップとは何なのかということで、皆様ご存じかと思いますが、直径数mm、長さ1cm程度のICチップのことです。チップには15桁の数字が記録されており、注射で動物の体内に挿入することで使用します。

専用のリーダーで数字を読み取り、その読み取った数字をデータベースに問い合わせることで飼い主の情報などを知ることができます。

02 マイクロチップの装着・登録

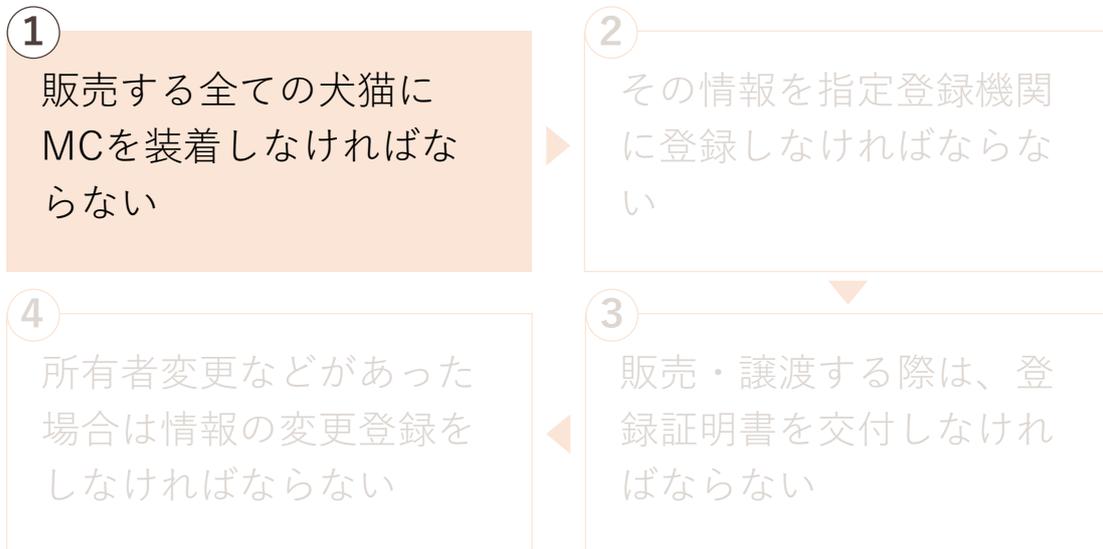
マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）

- ① 販売する全ての犬猫にMCを装着しなければならない
- ② その情報を指定登録機関に登録しなければならない
- ③ 販売・譲渡する際は、登録証明書を交付しなければならない
- ④ 所有者変更などがあった場合は情報の変更登録をしなければならない

事業者の皆様に義務付けられたマイクロチップ関係の規定は主に4つです。

02 マイクロチップの装着・登録

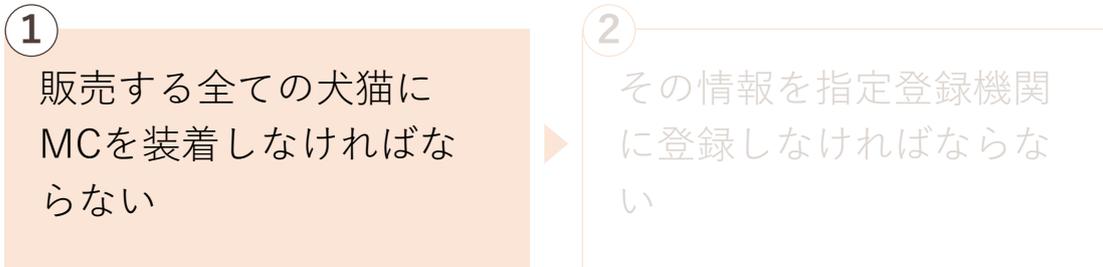
マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）



まず、販売する全ての犬猫にはマイクロチップを装着しなければなりません。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）



- 91日齢以上の犬猫を取得したときは取得から30日以内
- 90日齢以下の犬猫を取得したときは121日齢になる日までに
- 上記までに譲渡する場合には、その日までに

「121日齢以上」又は「販売に供されている」全ての犬猫が対象

もう少し正確にいうと、91日齢以上の犬猫を取得したときは取得から30日以内に装着が必要です。

90日齢以下の犬猫を取得したときは121日齢になる日までに装着が必要です。そしてもっと若齢の個体について譲渡や販売を行う場合はその引渡しまでに装着が必要です。

つまり、121日齢以上の犬猫または既に販売に供されている犬猫はマイクロチップが入っていないければおかしいということになります。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）

①

販売する全ての犬猫に
MCを装着しなければならない

②

その情報を指定登録機関
に登録しなければならない

④

所有者変更などがあった
場合は情報の変更登録を
しなければならない

③

販売・譲渡する際は、登
録証明書を交付しなければ
ならない

次に、マイクロチップを装着したらその情報を指定登録機関に登録する必要があります。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）

①

販売する全ての犬猫に
MCを装着しなければ
ならない

②

その情報を指定登録機関
に登録しなければならない

④

- 新たにMCを装着してから30日以内
- MC装着済みかつ未登録の犬猫を取得してから30日以内

③

MCは入れただけでは意味がありません。必ず登録しましょう。

装着してから30日以内、又は装着済みかつ未登録の犬猫を取得した場合はその取得から30日以内に登録が必要です。

先ほどお伝えしたとおり、マイクロチップそのものに入っている情報は15桁の数字のみであり、登録がされていなければ意味がありません。

装着したら必ず登録までセットで実施していただきますようお願いします。

02 マイクロチップの装着・登録



る義務（法第39条の2～第39条の26）

②

その情報を指定登録機関に登録しなければならない

- 新たにMCを装着してから30日以内
- MC装着済みかつ未登録の犬猫を取得してから30日以内

MCは入れただけでは意味がありません。必ず登録しましょう。

登録を実施するための指定登録機関というのは現在日本獣医師会が担当しています。

「マイクロチップ 登録」などでインターネット検索すると一番上に環境省のページが出てきますので、こちらのページから登録を実施してください。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）

①

販売する全ての犬猫に
MCを装着しなければならない

②

その情報を指定登録機関
に登録しなければならない

④

所有者変更などがあった
場合は情報の変更登録を
しなければならない

③

販売・譲渡する際は、登
録証明書を交付しなければ
ならない

犬猫を販売・譲渡する場合は、その引渡しの際に一緒に、登録したときに交付されるはずの登録証明書を相手方に交付してください。

02 マイクロチップの装着・登録

マイ

1

4

登録第24条(第21条の7第3項参照)
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第1項の登録をする。
よってこの証明書を交付する。

周辺大区指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

登録日: 年 月 日

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	39900000999999
02. 期証記号	3tpRVUFwU
03. 犬又は猫の別	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
04. 犬又は猫の品種	柴犬
05. 犬又は猫の毛色	赤
06. 犬又は猫の生年月日	令和4年 4月 25日
07. 犬又は猫の性別	<input checked="" type="checkbox"/> 雄(オス) <input type="checkbox"/> 雌(メス)

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。
登録内容の更新は、こちらより行ってください。
 <https://reg.mc.env.go.jp/>

公益社団法人 日本獣医師会
犬と猫のマイクロチップ情報登録
周辺大区指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
TEL:03-6384-5320
Email:info@mc.env.go.jp

25

る義務 (法第39条の2~第39条の26)

2

その情報を指定登録機関に登録しなければならない

3

販売・譲渡する際は、登録証明書を交付しなければならない

登録証明書はこのような様式で交付されるはずですが、大切なものですので、販売・譲渡を行うまでになくさないようお願いいたします。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）

①

販売する全ての犬猫に
MCを装着しなければならない

②

その情報を指定登録機関
に登録しなければならない

④

所有者変更などがあった
場合は情報の変更登録を
しなければならない

③

販売・譲渡する際は、登
録証明書を交付しなければ
ならない

最後に、販売・譲渡などで所有者が変わった場合、移転や引っ越しなどで住所が変わった場合など、登録情報に変更があった場合はその変更についても登録をしなければなりません。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）

- MC登録された犬猫を取得してから30日以内
- MC登録された犬猫を登録証明書と併せて譲り受けたとき（一般飼い主も）

変更漏れによって迷子動物の飼い主さがしに支障が生じています

④

所有者変更などがあった場合は情報の変更登録をしなければならない

③

販売・譲渡する際は、登録証明書を交付しなければならない

マイクロチップ登録された犬猫を登録証明書と併せて譲り受けた場合の変更登録は、みなさま動物取扱業者だけでなく一般飼い主にも義務付けられています。センターに迷子の犬猫が持ち込まれた際、まずは必ずマイクロチップの登録を確認します。

そこで登録情報を確認したところ、ペットショップの名前のまま変更登録がされていなかったというようなケースも実際に起きています。

みなさまが自身で変更登録をするだけでなく、販売先の一般飼い主さんに対しても変更登録を必ずするようお伝えいただければと思います。

02 マイクロチップの装着・登録

マイクロチップ（MC）に関する義務（法第39条の2～第39条の26）

- ① 販売する全ての犬猫にMCを装着しなければならない
- ② その情報を指定登録機関に登録しなければならない
- ③ 販売・譲渡する際は、登録証明書を交付しなければならない
- ④ 所有者変更などがあった場合は情報の変更登録をしなければならない

マイクロチップに関する義務についての説明は以上です。
こちらは基準省令ではなく動物愛護管理法に直接定められた内容ですので、参考資料の末尾にまとまっている法令の条文をご確認いただければと思います。

さいごに

今回解説する内容は以上となります。大変お疲れさまでした。
最後に、ここまでの総括をお話します。

今回解説したのは基準省令の一部のみです

- 基準省令には他にも販売・保管等、業種ごとに守らなければならない基準が定められています
- 犬猫の基準以外に全動物種に共通の基準も定められています
- 飼養施設の構造・規模等については動物愛護管理法施行規則にも規定があります

本来ならすべての内容を解説したいところではありますが、今回解説したのは基準省令のうち犬猫に関する基準のみです。また、基準省令だけでなく他の法令にも守るべき規定が定められています。

今回解説したのは基準省令の一部のみです

- 基準省令には他にも販売・保管等、業種ごとに守らなければならない基準が定められています
- 犬猫の基準以外に全動物種に共通の基準も定められています
- 飼養施設の構造・規模等については動物愛護管理法施行規則にも規定があります

最低限の法令の理解のために自主学習をお願いします

この動画の内容をしっかりと復習していただくとともに、特に業種ごとの基準についてはご自身で確認していただく必要があります。
変化の多い時代、日々の事業でお忙しいところとは存じますが、最低限の法令の理解のために自主学習をお願いいたします。

ありがとうございました

これで今回の研修会は終了です。

受講された皆様は、動画概要欄のリンク「令和5年度動物取扱責任者研修受講報告フォーム」から、受講報告をしていただきますようお願いします。この受講報告をもって、法定の受講を完了したものとさせていただきます。なお、フォームからの受講報告が難しい場合には、FAXやメールでの報告も受け付けておりますので、詳細は受講案内の用紙をご確認ください。

長時間の受講お疲れさまでした。

複雑な内容になっておりますので、ぜひ環境省が作成した資料をダウンロードいただき、いつでも見返せるようにしておいていただければと思います。

また、解釈に悩むような事案については動物愛護管理センターあてに、お気軽にお問合せください。

ご視聴ありがとうございました。